第２３期 第１３回
佐賀県有明海区漁業調整委員会

日　時：令和８年１０月１９日（月）
　　１４：００～
場　所：佐賀県水産会館「中会議室」
　　（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

～ 次　　第 ～

１　開　　会

２　議　　題

（１）委員会指示の適用除外の内容変更について
　　（有明水産振興センター）（協議）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１～６
（２）委員会指示の適用除外について（（株）東京久栄）（協議）・・・・・・Ｐ７～14
（３）カキの試験養殖について（鹿島市支所）（協議）・・・・・・・・・・・Ｐ15～29
（４）有明海区における漁場計画（案）について（諮問）・・・・・・・・・・Ｐ30～42
（５）その他

３　閉　　会

議題　1

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外の内容変更承認申請書

佐有水振第 942-2 号
令和 8 年 10 月 5 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会 会長　様

住所　佐賀県小城市芦刈町永田 2753 番地の２
氏名　佐賀県有明水産振興センター
所長　中島　則久

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外にかかる承認について内容変更の承認を受けたいので申請します。

記

1　当初承認年月日　有漁調委第５５号　令和８年３月 26 日
　　変更承認年月日　有漁調委第１５号　令和８年５月 20 日
　　変更承認年月日　有漁調委第４４号　令和８年９月 28 日

2　変更しようとする事項
　　以下５名を「調査を実施する者の住所及び氏名」に追加

（１）調査を実施する者の所属及び氏名

氏　名	所　属	住　所
[redacted]		

3　変更しようとする理由
　当初申請時点においては業務委託先が未定であったものが、一般競争入札を経て落札業者が決定したため、令和８年３月 26 日付け有漁調委第５５号にてご承認いただいた内容から、調査を実施する者を追加する必要が生じたため。

有漁調委第　５５号
令和8年(2026年)3月26日

佐賀県有明水産振興センター
所長　中島　則久　様

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会　長　　西　久　保　　敏

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外について（通知）

令和８年２月１６日付佐有水振第１７８３号で申請のあったこのことについては、下記のとおり承認します。

記

1　適用除外する事項　佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62、63、64、68、70、71号

2　適用除外する期間　令和8年(2026年) 4月1日から令和9年(2027年) 3月31日まで

3　使　用　船　舶

船名	漁船登録番号	トン数	推進機関の種類及び馬力数	所　有　者
[redacted]				

[redacted]

4　採 捕 従 事 者

住　　所	氏名
[redacted]	

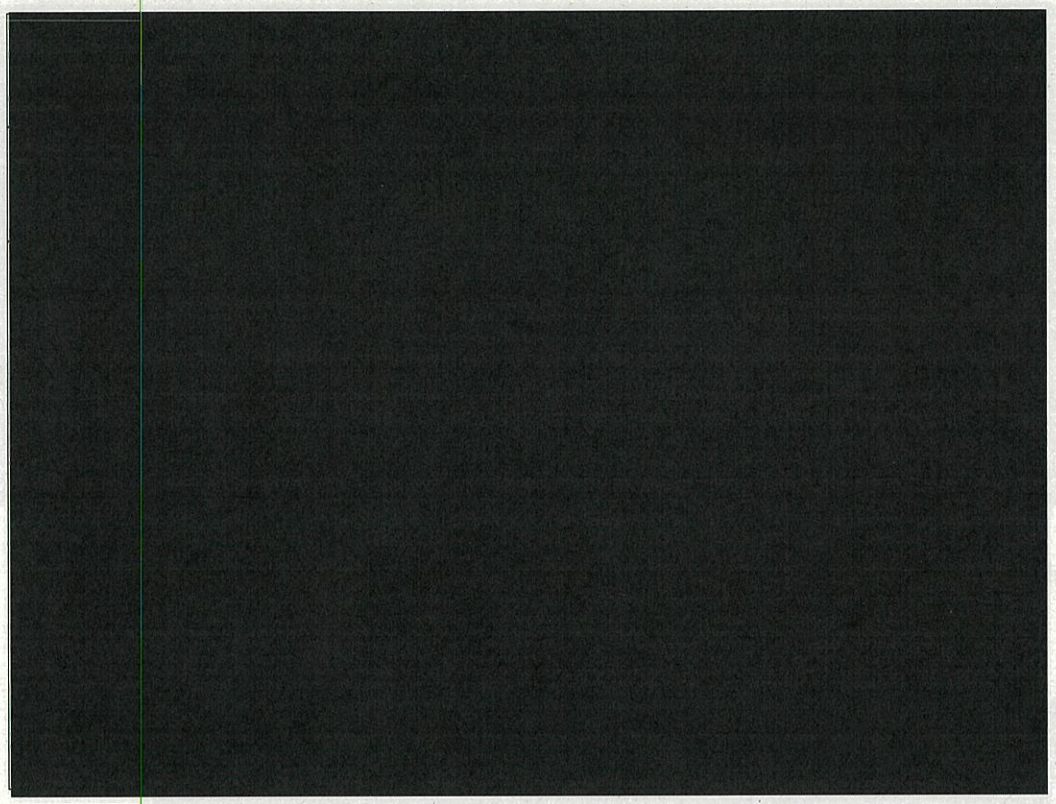

有漁調委第　１５号
令和８年５月２０日

佐賀県有明水産振興センター
所長　中島　則久　様

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会　長　　西　久　保　　敏

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外承認の内容変更について（通知）

令和８年５月１９日付け佐有水振第221-2号で変更申請のあったこのことについては、下記のとおり承認します。

記

１　当　初　承　認　日　　令和８年３月２６日（有漁調委第５５号）

２　変　更　す　る　事　項
・以下１隻を「使用船舶」に追加

使用船舶

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力	所有者名
[redacted]				

有漁調委第　４４号
令和８年９月２８日

佐賀県有明水産振興センター
所長　中島　則久　様

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会　長　　西　久　保　　敏

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外承認の
内容変更について（通知）

令和８年９月１７日付け佐有水振第８９０号で変更申請のあったこのことについては、下記のとおり承認します。

記

１　当初承認年月日　　令和８年３月２６日（有漁調委第５５号）
　　変更承認年月日　　令和８年５月２０日（有漁調委第１５号）

２　変更しようとする事項
・以下１名を「調査を実施する者」に追加
・以下１隻を「調査に使用する船舶」に追加

３　調査を実施する者

[redacted]

４　調査に使用する船舶

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力	所有者名
[redacted]				

議題　2

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62 号の適用除外申請書

令和 8 年 10 月6日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
　会長　西久保 敏 殿

申請者　住 所　埼玉県川口市芝 6906 番地 10
　株式会社東京久栄 技術センター
　氏 名　株式会社東京久栄 技術本部
　技術本部長 岡沢 聡

下記により、佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62 号の適用除外を受けたいので申請します。

記

1 適用除外の理由
　佐賀県有明海漁業協同組合鹿島市支所の第 1 種区画漁業権(のり養殖業)漁場(有区第 1264 号)及びその周辺において、のり養殖業の操業期間中に移殖実験用のアサリを採捕するため。

2 適用除外の期間
　承認日から令和 8 年 12 月 30 日まで

3 調査の目的及び方法
　本調査は、水産庁発注事業「令和 8 年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業」の一環として実施するものであり、有明海ののり養殖漁場及びその周辺に生息するアサリ稚貝を有効に活用し、採苗・移殖技術を開発することを目的とする。
　アサリは採土器で掘り取り、篩(ふるい)で選別して採捕する(添付資料 2)。

4 調査に使用する船舶
　なし

5 調査を実施する者の住所及び氏名
　住所 [redacted]
　氏名

6 採捕量
　アサリ 約 10kg(添付資料 1)

7 その他
　本調査については、佐賀県知事あてに特別採捕許可を併せて申請中である。

添 付 書 類

添付資料１　調査時期及び採捕の区域

添付資料２　調査内容及び方法

添付資料３　発注証明に係る書類(写し)

添付資料４　JV 協定書(写し)

添付資料５　漁業協同組合同意書(写し)

添付資料６　有明海漁業協同組合同意書(写し)

以上

添付資料１　調査時期及び採捕の区域

(1)調査時期

採捕は、令和８年 11 月又は 12 月のうち１日で実施する予定である(表 1)。

表１　採捕回数と概算採捕量

項目	回数	地点数	概算採捕量
アサリ採取(移殖実験用)	１回	２地点	約 10kg
合計	１回	２地点	約 10kg

(2)採捕の区域

アサリは多良川河口付近の 2 地点で採取し、実験に必要な量(約 10kg)を確保する(図 1、表 2)。採捕地点は、佐賀県有明海漁業協同組合鹿島市支所の第 1 種区画漁業権(のり養殖業)漁場(有区第 1264 号)の区域内に位置する。

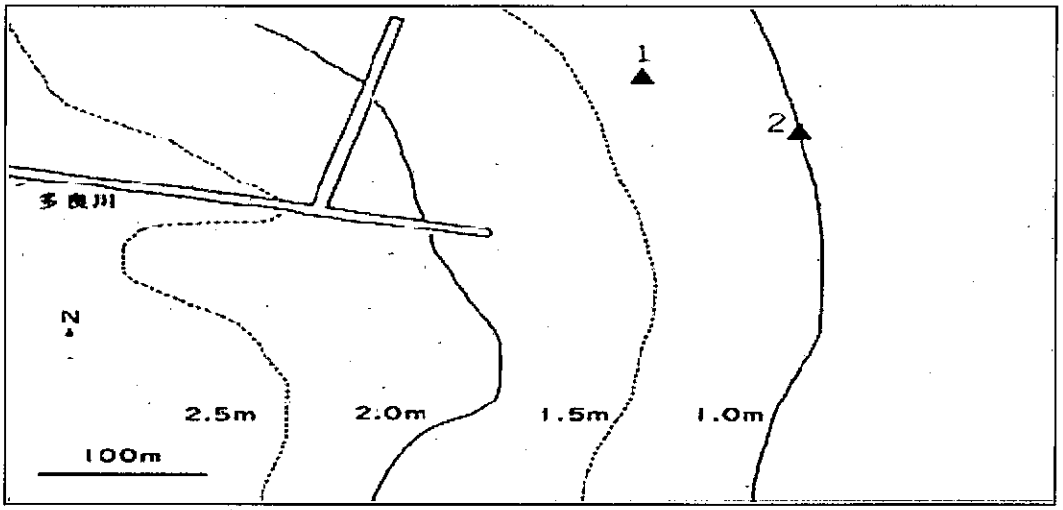

図１　アサリ採取予定地の多良川河口域(地盤高 1.0～1.5m 程度)
▲は採取予定地点を示す。

表２　採取予定地点の座標値

採取予定地点	緯度	経度
▲1	33°01′ 53.81″ N	130°10′ 59.54″ E
▲2	33°01′ 52.79″ N	130°11′ 02.41″ E

添付資料２　調査内容及び方法

アサリ採取の概要を表３に示す。

表３　アサリ採取の概要

項目	内容	
採取時期	令和８年11月又は12月(表１のとおり)	
採取場所	多良川河口(図１、表２のとおり)	
方法	① 干潟の底泥からアサリを採取する。 ② 採取したアサリは篩(ふるい)にかけ、目開き10mmの篩に残った個体を実験に供する。現地で10mmの篩に残らない個体が多い場合は、目開き5mmの篩を用いる。 ③ 採捕量は10kg程度とする。	
使用機器		●プラスチック製採土器 全長:約280mm 先幅:約85mm 先端長:約150mm
	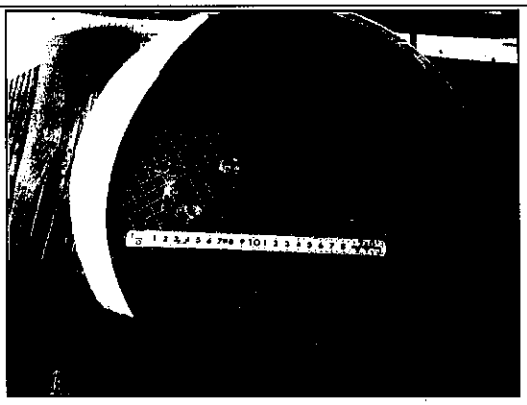	●篩 外径:約33cm 目開き:5mm×5mm及び 10mm×10mmの２種類

添付資料３　発注証明に係る書類(写し)

委託契約書

支出負担行為担当官水産庁長官　藤田仁司（以下「甲」という。）と令和８年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業共同実施機関代表者一般社団法人マリノフォーラム２１（以下「乙」という。）は、令和８年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業）

第１条　甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

（１）委託事業名

令和８年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業

（２）委託事業の内容及び経費

別添委託事業計画書（別紙様式第１号）のとおり

（３）履行期限

令和８年４月11日

ただし、令和８年度の国の本予算が成立したときは、令和９年３月15日まで延長する。

上記契約の証として、本契約書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和 8 年 4 月 1 日

委託者（甲）東京都千代田[redacted]
支出負担行為担当官
水産庁長官　藤田 仁[redacted]

受託者（乙）東京都中央区八丁堀1-5-2
令和８年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業共同実施機関代表者一般社団法人マリノフォーラム２１
代表理事会長　廣野 [redacted]

添付資料４ JV協定書(写し)

令和８年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業
共同実施機関協定書

（名称）
第１条　この機関は、令和８年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業共同実施機関（以下「機関」という。）と称する。

（事務所）
第２条　機関は、主たる事務所を東京都中央区八丁堀１丁目５番２号　一般社団法人マリノフォーラム２１内に置く。

（目的）
第３条　機関は、支出負担行為担当官水産庁長官（以下「水産庁長官」という。）との契約に基づく、令和８年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業（以下「委託事業」という。）を共同連帯して実施することを目的とする。

（構成員の住所及び名称）
第４条　機関の構成員（以下「構成員」という。）は、次のとおりとする。

東京都中央区八丁堀１丁目５番２号
一般社団法人 マリノフォーラム２１

神奈川県川崎市中原区小杉町１丁目４０３番３５号
日本ミクニヤ株式会社

東京都千代田区岩本町二丁目４番２号
株式会社 東京久栄

東京都世田谷区駒沢３丁目１５番１号
いであ 株式会社

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目１番地２５
GRC横浜ベイリサーチパーク６階
国立研究開発法人水産研究・教育機構

令和８年　２月　２日

一般社団法人 マリノフォーラム２１　代表理事会長　廣野　淳 [redacted]

日本ミクニヤ 株式会社　代表取締役　徳岡誠人 ㊞

株式会社 東京久栄　代表取締役社長　髙月邦 [redacted]

いであ 株式会社　代表取締役社長　田畑彰久 ㊞

国立研究開発法人水産研究・教育機構　理事長　中山一郎 ㊞

添付資料５　漁業協同組合同意書(写し)

同　意　書

令和８年１０月　５日

株式会社　東京久栄　殿

貴殿が実施する試験・調査に係わる下記の作業について同意します。

1. 調査場所
   有区第1264号（多良地先）及び周辺

2. 調査期間
   調査期間：令和８年１１月～令和８年１２月

3. 調査内容
   ・アサリ調査

佐賀県有明海漁業協同組合 鹿島市支所

運営委員長　中島　龍　[redacted]

添付資料６ 有明海漁業協同組合同意書(写し)

同　意　書

令和８年１０月 9 日

株式会社　東京久栄　殿

佐賀県有明海漁業協同[redacted]
代表理事組合長　弟子丸[redacted]

貴殿が実施する試験・調査に係わる下記の作業について同意します。

1. 実施者

株式会社　東京久栄

2. 調査場所

有区第1264号（多良地先）及び周辺

3. 調査期間

調査期間：令和８年１１月～令和８年１２月

4. 調査内容

・アサリ採取

議題　3

佐有漁協指第245号
令和８年１０月９日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　弟子丸 充弘
＜ 公 印 省 略 ＞

試験養殖実績報告書

令和７年10月９日付け試養第251007号で承認を受けた試験養殖について、別紙のとおり報告致します。

別　紙　　令和７年度 有明海漁協鹿島市支所 カキ試験養殖報告書

別添様式第２号

Ｒ７年度　試験養殖報告書（鹿島市支所）

1．試験養殖概要

1）水産動植物の名称　　マガキ

2）種苗の供給元および供給量（実績）

兵庫県産マガキ稚貝（10g/個）	150 kg
岩手県大船渡産マガキ（成貝100g/個）	1,270 kg
3倍体マガキ稚貝（5㎜/個）	15,000 個

2．試験養殖実績

試験項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
干潟養殖（R6導入稚貝）	養殖準備	管理・出荷	管理・出荷	管理・出荷	管理・出荷	-	-	-	-	-	-
干潟養殖（R7）	養殖準備	稚貝導入	養殖管理	養殖管理	管理・出荷	管理・出荷	稚貝導入	管理・出荷	管理・出荷	管理・出荷	管理・出荷
支柱式養殖（兵庫）	養殖準備	稚貝導入	養殖管理	養殖管理	管理・出荷	管理・出荷	養殖終了	-	-	-	-
支柱式養殖（岩手）	養殖準備	-	-	稚貝導入	管理・出荷	管理・出荷	養殖終了	-	-	-	-

3．収支報告

1）支出の部

費目	金額
稚貝購入費（兵庫）	40,000
稚貝購入費（岩手）	850,000
稚貝購入費（3倍体）	75,000
養殖用丸カゴ	140,000
細菌等分析費	100,000
合計	1,205,000

2）収入の部

費目	金額
売上(兵庫県産）※１	390,000
売上(岩手県産）	1,430,000
売上（3倍体）※２	1,100,000
合計	2,920,000

※１『鬼嫁オイスター』として販売

※２『津上』として飲食店に販売（R7.12～）

（補足）販売データ

販売単価	1,300円/kg
販売量（兵庫）	300kg
販売量（岩手）	1,100kg
販売単価(3倍体)	220円/個
販売量	5,000個

4．試験結果の総括

【支柱式】

・昨年の稚貝の仕入れについては、兵庫県産のマガキが購入先の都合（瀬戸内海地域でみられたマガキの大量へい死のため）で、予定数量（2t）の仕入れができなかった。結果、兵庫県産の仕入れ量は150kgとなった。成長等、特に問題はなかった。

兵庫県産有明海育ち『鬼嫁オイスター』として非常に人気が出ており、生産量の増加と安定生産が課題である。

・稚貝を他地域から補填すべく、岩手県から購入する手はずを整えたが、購入先の都合により、購入時期が2月中旬と想定よりも遅くなってしまった。成貝の状態で購入となったことから、移送ストレス等で弱っていたため、今後は１１月頃の小型サイズで仕入れるべきであることがわかった。このことから、令和８年仕入れは10～11月に行うこととする。

【干潟】

・令和7年6月に入れた種苗が12月より販売となった。身入りもよく、好評であった。また、5月に稚貝を新たに導入したことで、これまでよりも長期にわたって生産が可能となる見込みである。

5. 課題と対策

・密植対策＆移し替えの手間減（稚貝は1カゴあたり5kg収容）
昨年の課題対策として予定通り実施。低密度での育成により、成長もよかった。
稚貝仕入れ12月20日、昨年よりも1か月はやく（2月）出荷できるほど成長よかった。結果、3月の初旬から出荷を開始できた。昨年よりも2週間早かった。

・支柱式については、稚貝の仕入れ時期を早める
11月～12月に仕入れることし、移送ストレスを軽減し、安定して生産できるようにする。

・稚貝の購入先及び購入量について
昨年は兵庫県産が想定外の大量死により仕入れに影響がでたため、他地域から種苗を仕入れることで、リスクを分散できるようにする。
今年は佐賀県内のカキ（大浦浜産）も仕入れる予定である。
兵庫県産のマガキについては、生産量を増やすために稚貝の購入量を7万5千個（例年5万個）とする予定である。

・支柱式の施設の構造を見直す
支柱式の施設用ロープが減耗が激しい。ロープの消耗が早く、流出の危険がある。
両端の支柱を強化することで、現在１列あたり20本だが、それを６～10本程度にできないか検討中である。

6. 写真


購入した稚貝（支柱式）


出荷時のマガキ
（岩手県産稚貝）


出荷時のマガキ
（兵庫県産稚貝）


出荷時の３三倍体マガキ

水産第　２９６０号
令和８年１０月１３日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥義

カキの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長弟子丸　充弘　から申請がありました。

ついては、試験養殖処理要綱第４条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課）

試 験 養 殖 承 認 申 請 書

佐有漁協指第２３８号
令和８年10月２日

佐賀県知事　　山口 祥義　　様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　弟子丸 充弘

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

１，目　　的
　　カキの試験養殖
２，水産物の名称
　　カキ
３，漁場の位置及び区域並びに面積
　　1. 有区第1259号の北東角のカキ礁　1,000 ㎡
　　2. 有区第1261号の706鋼管付近　2,000 ㎡
４，試験養殖期間
　　試験養殖承認より１年間
５，養殖の方法及び規模
　　1. 養殖カゴを用いた干潟養殖
　　2. 養殖カゴを用いた支柱式垂下養殖

添付書類
(1)理由書
(2)養殖試験計画書
(3)漁場位置及び区域図
(4)同意書の写し
(5)委託契約書の写し

理　由　書

当支所では、七浦地先の沖合において、通年の延縄式カキ垂下養殖を行っています。しかしながら、台風や大潮等の強い潮流による養殖施設の破損、夏季における大量の付着物によるカキのへい死や養殖施設管理の作業量増大など、養殖管理において大きな課題を有しております。

このような課題を改善するため、干潟に養殖施設を設置し養殖カゴを垂下する干潟養殖と、支柱式垂下養殖を実施し、カキの成長生残や作業効率等の検証を行いたいと考えております。

令和7年度の試験養殖において、販売したカキの質、評価共に良好であったものの、試験を行った養殖方法での作業性、生残性、成長速度に課題も見つかり、引き続き、より効率的な養殖方法・手順を検証したいと考えております。

カキ養殖方法の検証により安定生産ができれば、赤潮抑制効果が期待されるとともに、カキ販売による漁家収入の向上、安定化にもつながると考えておりますので、昨年度の試験養殖に引続き、ご承認をお願い致したいと存じます。

令和８年９月15日

佐賀県鹿島市浜町1707番地
佐賀県有明海漁協　鹿島市[redacted]
支所運営委員長　　中島　龍[redacted]

■ 令和8年度 カキの試験養殖計画

1.養殖試験方法

1. 養殖カゴを用いた干潟養殖
  ・干潟域における支柱及びロープを設置したシングルシードカキ養殖
2. 養殖カゴを用いた支柱式垂下養殖
  ・支柱を用いた浮動式シングルシードカキ養殖

1、2の異なる養殖方法について、成長や生残、作業性等を検証する。

2.スケジュール

令和8年11月～ (通年)	養殖の開始 ・ 養殖施設の設置 ・ カキの導入 ・ 試験養殖開始(養殖カゴの設置) 養殖管理(1～4回/月) ・ カキの成長、生残状況確認 ・ へい死個体の除去 施設の維持管理(1～4回/月) ・ 害的生物の除去等 ・ 補修等
令和9年3月～	出荷(出荷サイズを満たしたもの)
令和9年5月～	稚貝の垂下
令和9年9月～	出荷(サイズを満たしたもの)
令和9年10月	・ 養殖終了 ・ 施設の撤去

3.漁場位置及び区域

1. 養殖場所:有区第1259号の北東角のカキ礁
  養殖面積:1,000 ㎡
2. 養殖場所:有区第1261号の706鋼管付近
  養殖面積:2,000 ㎡

4.試験養殖従事予定者氏名

[redacted]

■ 令和8年度 カキの試験養殖計画

5.収支計画

1）支出の部

費目		金額
支柱（コンポーズ）	60本	既所持物
養殖施設用ロープ	200m	既所持物
垂下かご	400個	既所持物
フロート	50個	50,000円
細菌等分析費		100,000円
カキ種苗代		900,000円

2）収入の部

費目	金額
カキ販売	3,000,000円

6.種苗の供給元および供給量（予定）

・民間種苗会社のカキ

3倍体　10,000個

兵庫県、岩手県、県内　等　100,000個程度

7.出荷先予定

直売所、個人売り、市場出荷

6.そ　の　他

緊急時の措置

・ 台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。

又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

1. 養殖カゴを用いた干潟養殖の養殖施設詳細図

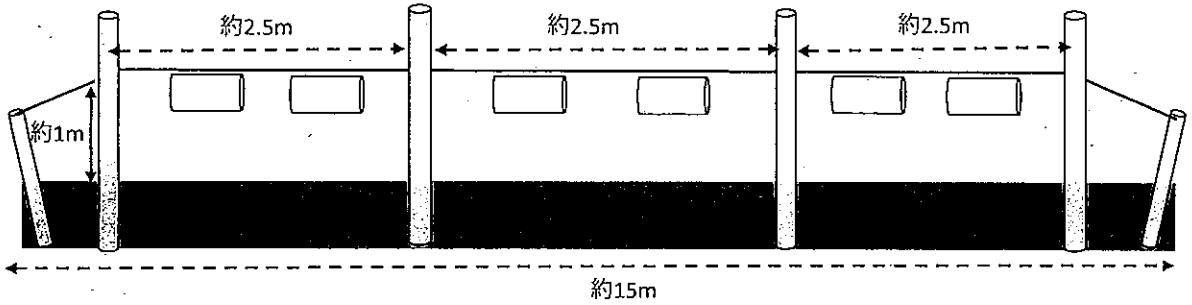

側面図

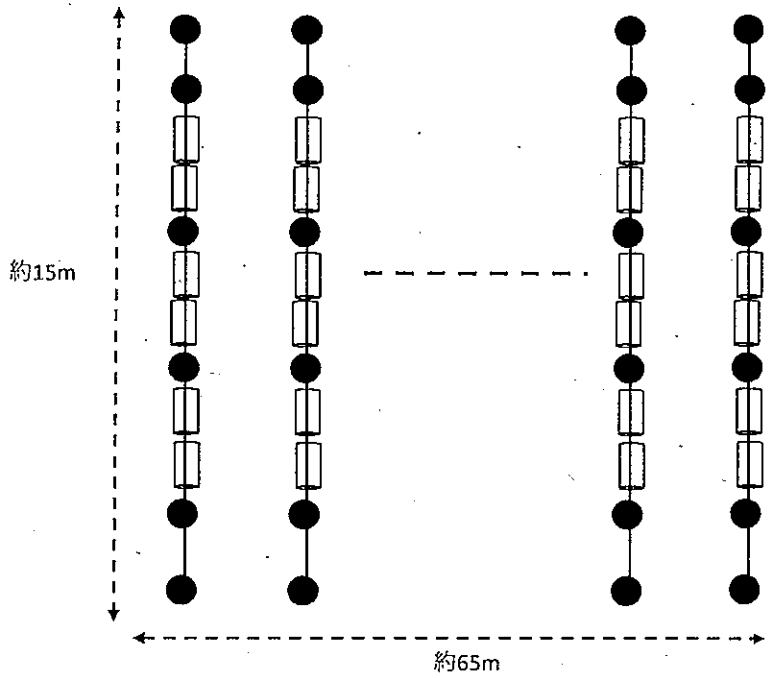

平面図

：養殖カゴ

：ノリ養殖コンポーズ

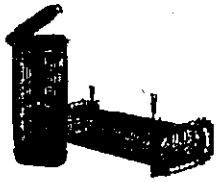

参考資料 養殖カゴ

2. 養殖カゴを用いた支柱式垂下養殖の養殖施設詳細図

平面図

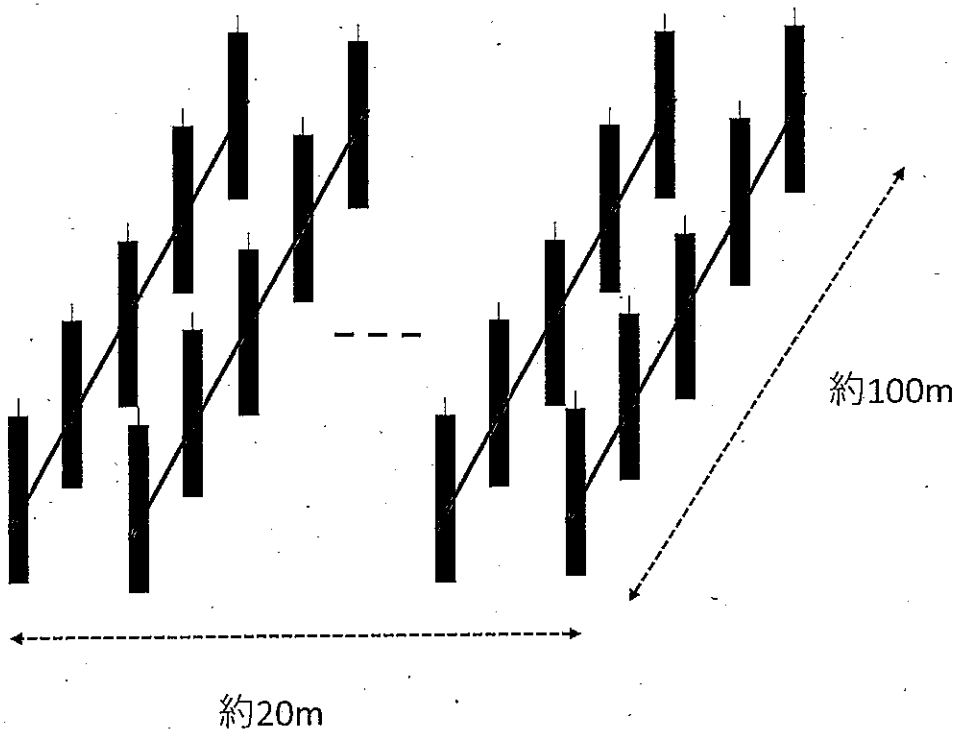

側面図

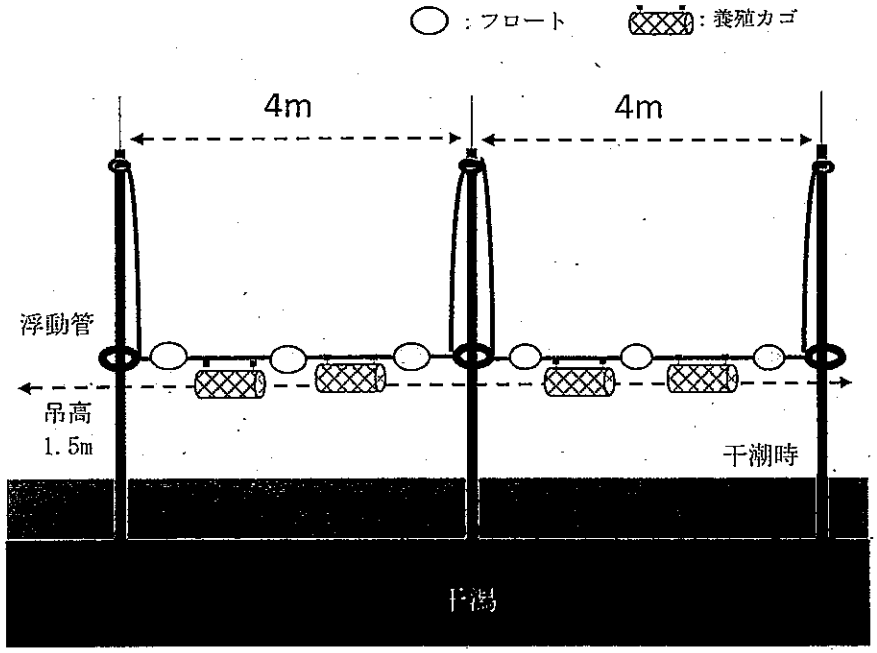

試験養殖漁場位置図

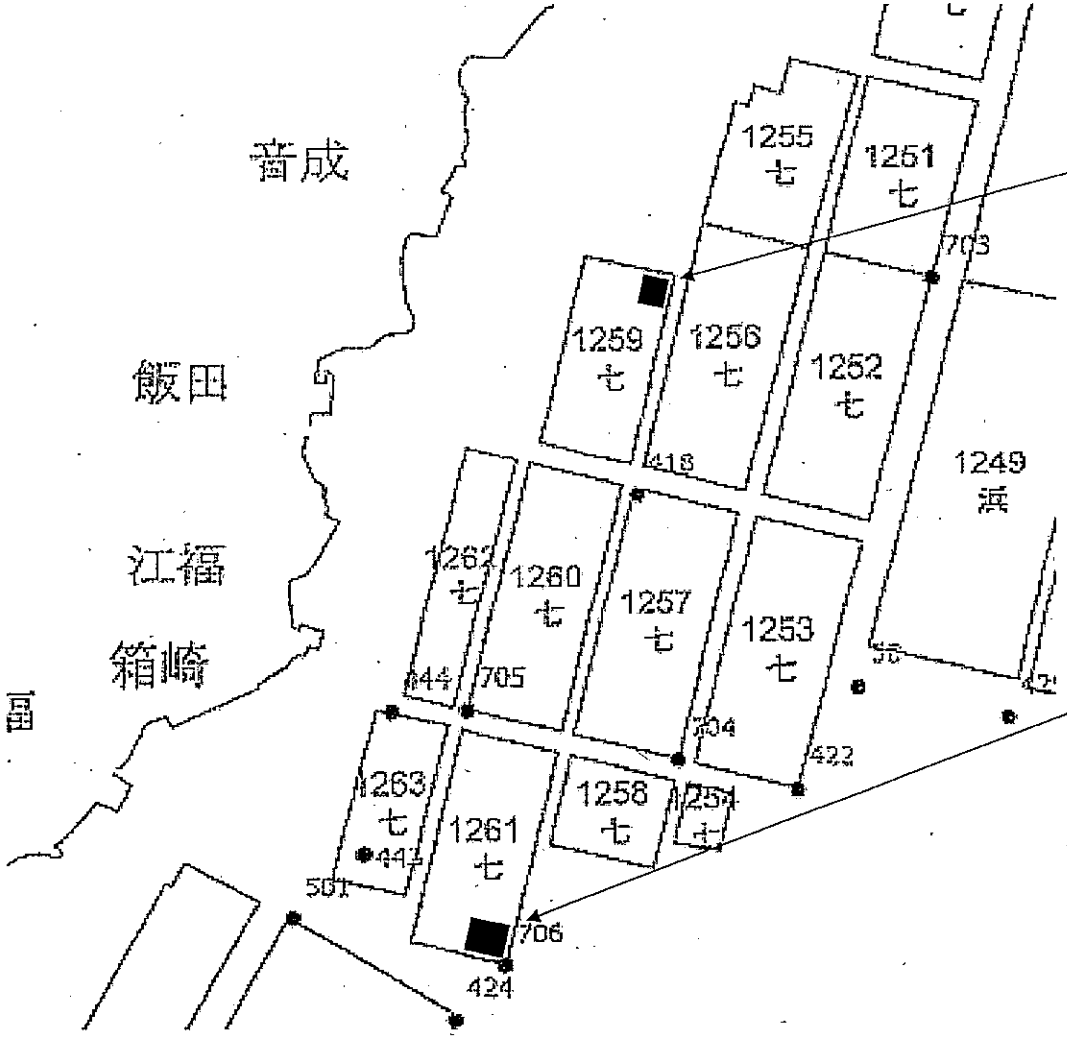

申請箇所①
「養殖カゴを用いた干潟養殖」実施場所

申請箇所②
「養殖カゴを用いた支柱式垂下養殖」実施場所

同　意　書

令和8年9月15日付佐有漁協鹿支第12号によるカキ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和８年９月15日

住　所　杵島郡白石町大字新明2813

氏　名　佐賀県有明海漁業協同組合
支所運営委員長　片渕　幸宏 [redacted]

同　意　書

令和8年9月15日付佐有漁協鹿支第12号によるカキ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和８年９月15日

住　所　藤津郡太良町大字大浦丙530番地3

氏　名　佐賀県有明海漁業協同組合　大[redacted]
支所運営委員長　山本　富広　[redacted]

令和８年度カキ試験養殖業務委託契約書(鹿島市)

令和８年度試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター(以下「甲」という。)と佐賀県有明海漁業協同組合(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条　甲は、カキ試験養殖業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2　乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条　乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2　委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(状況報告)

第3条　甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

(委託期間)

第4条　業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和９年10月31日までとする。

(費用負担)

第5条　委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

第6条　委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

(契約の解除等)

第7条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1)乙がこの契約に違反したとき

(2)乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2　乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

（損害賠償）

第8条　乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

（契約外事項の処理）

第9条　この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和　8年10月　5日

甲　小城市芦刈町永田 2753-2
佐賀県有明水産振興センター
所長　中島　則[redacted]

乙　佐賀市西与賀町大字厘外 82[redacted]
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　弟子丸 [redacted]

議題　4

水産第　３０３３号
令和８年１０月１４日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山 口　祥 義

佐賀県有明海区における区画漁業の漁場計画の変更について（諮問）

令和５年９月１日付で免許した区画漁業権について、漁場計画（案）を別添のとおり定めたいので、漁業法第 64 条第４項の規定により貴会の意見をお聴かせください。
なお、答申は令和８年 11 月 30 日までに提出してください。

担　当：農林水産部水産課漁業調整担当
伊藤、寺田
電　話：０９５２－２５－７１４５
ＦＡＸ：０９５２－２５－７２７４

漁場計画内容（案）

（令和８年１０月）

佐 賀 県 有 明 海 区

改　正　後	改　正　前
佐賀県有明海区漁場計画 1　共同漁業（その１）～　5　区画漁業（その３）　（略） 6　区画漁業（その４） (1)　公示番号　別表第６のとおり (2)　免許の内容たるべき事項 ア　漁業の種類　第一種区画漁業 イ　漁業の名称　もがいひび建養殖業 ウ　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで エ　漁場の位置　別表第６のとおり オ　漁場の区域　別表第６のとおり カ　個別漁業権又は団体漁業権の別　別表第６のとおり (3)　制限又は条件 ア　免許漁場のうち、第一種区画漁業権（のり養殖業）漁場周辺に設けられた９０メートル及び１８０メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ　採苗用素材は、パーム及び女竹又はモウソウチクとする。ただし、女竹又はモウソウチクを漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 （ア）　葉は全て落としたものであること。 （イ）　海底面からの高さは１メートル以下であること。 (4)　免許予定日　令和９年３月１日 (5)　申請期間　令和８年１２月１日から令和９年１月８日まで (6)　関係地区　別表のとおり	佐賀県有明海区漁場計画 1　共同漁業（その１）～　5　区画漁業（その３）　（略） 6　区画漁業（その４） (1)　公示番号　別表第６のとおり (2)　免許の内容たるべき事項 ア　漁業の種類　第一種区画漁業 イ　漁業の名称　もがいひび建養殖業 ウ　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで エ　漁場の位置　別表第６のとおり オ　漁場の区域　別表第６のとおり カ　個別漁業権又は団体漁業権の別　別表第６のとおり (3)　制限又は条件 ア　免許漁場のうち、第一種区画漁業権（のり養殖業）漁場周辺に設けられた９０メートル及び１８０メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ　採苗用素材は、パーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 （ア）　葉は全て落としたものであること。 （イ）　海底面からの高さは１メートル以下であること。 (4)　免許予定日　令和５年９月１日 (5)　申請期間　令和５年６月１日から令和５年７月３日まで (6)　関係地区　別表のとおり

備考 存続期間　令和9年3月1日から令和１０年８月３１日まで ７　区画漁業（その５）～　９　区画漁業（その７）　（略）	備考 存続期間　令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで ７　区画漁業（その５）～　９　区画漁業（その７）　（略）

別表第６

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備考
有区第3002号	もがいひび建て養殖業	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度01分27秒 東経　130度11分47秒 点イ　北緯　33度00分00秒 東経　130度12分04秒 点ウ　北緯　32度59分48秒 東経　130度11分42秒 点エ　北緯　33度01分21秒 東経　130度11分19秒	藤津郡太良町大字糸岐	団体漁業権	旧有区第3002号
有区第3003号	もがいひび建て養殖業	多良地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度01分45秒 東経　130度11分37秒 点イ　北緯　33度01分27秒 東経　130度11分47秒 点ウ　北緯　33度01分24秒 東経　130度11分32秒 点エ　北緯　33度01分39秒 東経　130度11分22秒	藤津郡太良町大字多良	団体漁業権	旧有区第3003号
有区第3004号	もがいひび建て養殖業	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度02分48秒 東経　130度10分44秒 点イ　北緯　33度02分03秒 東経　130度11分15秒 点ウ　北緯　33度02分00秒 東経　130度11分08秒 点エ　北緯　33度02分03秒 東経　130度11分06秒 点オ　北緯　33度02分02秒 東経　130度11分02秒 点カ　北緯　33度02分35秒 東経　130度10分40秒 点キ　北緯　33度02分37秒 東経　130度10分43秒 点ク　北緯　33度02分45秒 東経　130度10分37秒	藤津郡太良町大字多良	団体漁業権	旧有区第3004号
有区第3005号	もがいひび建て養殖業	浜川みお筋、七浦及び箱崎地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度04分44秒 東経　130度10分15秒 点イ　北緯　33度04分03秒 東経　130度11分05秒 点ウ　北緯　33度03分07秒 東経　130度11分08秒 点エ　北緯　33度02分56秒 東経　130度11分11秒 点オ　北緯　33度02分47秒 東経　130度10分46秒 点カ　北緯　33度03分09秒 東経　130度10分20秒 点キ　北緯　33度03分18秒 東経　130度10分30秒 点ク　北緯　33度03分43秒 東経　130度10分00秒 点ケ　北緯　33度03分44秒 東経　130度10分01秒 点コ　北緯　33度03分56秒 東経　130度09分46秒 点サ　北緯　33度04分08秒 東経　130度10分01秒 点シ　北緯　33度04分19秒 東経　130度09分47秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	旧有区第3005号

別表第６

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備考
有区第3006号	もがいひび建て養殖業	塩田川と浜川の中間洲及び浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度05分40秒 東経　130度10分11秒 点イ　北緯　33度04分46秒 東経　130度11分40秒 点ウ　北緯　33度04分07秒 東経　130度11分01秒 点エ　北緯　33度05分00秒 東経　130度09分54秒 点オ　北緯　33度05分03秒 東経　130度09分57秒 点カ　北緯　33度05分07秒 東経　130度09分51秒 点キ　北緯　33度05分13秒 東経　130度09分57秒 点ク　北緯　33度05分19秒 東経　130度09分50秒	鹿島市浜町	団体漁業権	旧有区第3006号
有区第3007号	もがいひび建て養殖業	塩田川南側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度05分25秒 東経　130度10分24秒 点イ　北緯　33度05分34秒 東経　130度10分32秒 点ウ　北緯　33度04分48秒 東経　130度11分52秒 点エ　北緯　33度04分37秒 東経　130度11分42秒	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	団体漁業権	旧有区第3007号
有区第3008号	もがいひび建て養殖業	塩田川北側みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度06分11秒 東経　130度10分40秒 点イ　北緯　33度06分03秒 東経　130度10分59秒 点ウ　北緯　33度06分05秒 東経　130度11分02秒 点エ　北緯　33度05分14秒 東経　130度11分40秒 点オ　北緯　33度05分51秒 東経　130度10分28秒 点カ　北緯　33度06分00秒 東経　130度10分46秒 点キ　北緯　33度06分04秒 東経　130度10分36秒	鹿島市大字納富分、重ノ木及び高津原	団体漁業権	旧有区第3008号
有区第3009号	もがいひび建て養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度06分34秒 東経　130度10分23秒 点イ　北緯　33度06分12秒 東経　130度11分15秒 点ウ　北緯　33度06分14秒 東経　130度11分18秒 点エ　北緯　33度05分58秒 東経　130度11分30秒 点オ　北緯　33度05分49秒 東経　130度11分14秒 点カ　北緯　33度06分05秒 東経　130度11分02秒 点キ　北緯　33度06分03秒 東経　130度10分59秒 点ク　北緯　33度06分11秒 東経　130度10分40秒 点ケ　北緯　33度06分12秒 東経　130度10分41秒 点コ　北緯　33度06分23秒 東経　130度10分16秒	杵島郡白石町大字深浦	団体漁業権	旧有区第3009号

別表第６

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備考
有区第3010号	もがいひび建て養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分19秒 東経　130度10分57秒 点イ　北緯　33度07分07秒 東経　130度11分03秒 点ウ　北緯　33度07分01秒 東経　130度10分47秒 点エ　北緯　33度06分35秒 東経　130度11分07秒 点オ　北緯　33度06分20秒 東経　130度10分57秒 点カ　北緯　33度06分37秒 東経　130度10分16秒 点キ　北緯　33度07分10秒 東経　130度10分36秒 点ク　北緯　33度07分07秒 東経　130度10分38秒 点ケ　北緯　33度07分08秒 東経　130度10分46秒 点コ　北緯　33度07分14秒 東経　130度10分42秒	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	旧有区第3010号
有区第3011号	もがいひび建て養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分23秒 東経　130度11分09秒 点イ　北緯　33度07分11秒 東経　130度11分15秒 点ウ　北緯　33度07分09秒 東経　130度11分10秒 点エ　北緯　33度06分47秒 東経　130度11分21秒 点オ　北緯　33度06分40秒 東経　130度11分02秒 点カ　北緯　33度07分01秒 東経　130度10分47秒 点キ　北緯　33度07分07秒 東経　130度11分03秒 点ク　北緯　33度07分19秒 東経　130度10分57秒	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	旧有区第3011号
有区第3012号	もがいひび建て養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分30秒 東経　130度11分27秒 点イ　北緯　33度07分17秒 東経　130度11分34秒 点ウ　北緯　33度07分13秒 東経　130度11分22秒 点エ　北緯　33度06分51秒 東経　130度11分33秒 点オ　北緯　33度06分47秒 東経　130度11分21秒 点カ　北緯　33度07分09秒 東経　130度11分10秒 点キ　北緯　33度07分11秒 東経　130度11分15秒 点ク　北緯　33度07分23秒 東経　130度11分09秒	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	旧有区第3012号
有区第3013号	もがいひび建て養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分17秒 東経　130度11分34秒 点イ　北緯　33度06分29秒 東経　130度11分58秒 点ウ　北緯　33度06分25秒 東経　130度11分45秒 点エ　北緯　33度07分13秒 東経　130度11分22秒	鹿島市大字常広、非手、森及び中村	団体漁業権	旧有区第3013号
有区第3014号	もがいひび建て養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分26秒 東経　130度11分57秒 点イ　北緯　33度07分03秒 東経　130度12分08秒 点ウ　北緯　33度06分55秒 東経　130度11分45秒 点エ　北緯　33度07分17秒 東経　130度11分34秒	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	旧有区第3014号

別表第６

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備考
有区第3015号	もがいひび建て養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分46秒 東経　130度12分14秒 点イ　北緯　33度07分33秒 東経　130度12分21秒 点ウ　北緯　33度07分32秒 東経　130度12分17秒 点エ　北緯　33度06分59秒 東経　130度12分33秒 点オ　北緯　33度06分52秒 東経　130度12分13秒 点カ　北緯　33度07分26秒 東経　130度11分57秒 点キ　北緯　33度07分17秒 東経　130度11分34秒 点ク　北緯　33度07分30秒 東経　130度11分27秒	杵島郡白石町大字築切、遊江、福吉字福吉、福田字福田南及び横手字只江及び新拓	団体漁業権	旧有区第3015号
有区第3016号	もがいひび建て養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度08分44秒 東経　130度12分38秒 点イ　北緯　33度08分03秒 東経　130度12分43秒 点ウ　北緯　33度08分02秒 東経　130度12分32秒 点エ　北緯　33度07分09秒 東経　130度12分39秒 点オ　北緯　33度07分09秒 東経　130度12分36秒 点カ　北緯　33度06分45秒 東経　130度12分48秒 点キ　北緯　33度06分43秒 東経　130度12分41秒 点ク　北緯　33度07分32秒 東経　130度12分17秒 点ケ　北緯　33度07分33秒 東経　130度12分21秒 点コ　北緯　33度08分19秒 東経　130度11分58秒	小城市芦刈町	団体漁業権	旧有区第3016号
有区第3017号	もがいひび建て養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度08分04秒 東経　130度12分53秒 点イ　北緯　33度07分27秒 東経　130度12分58秒 点ウ　北緯　33度07分26秒 東経　130度12分47秒 点エ　北緯　33度07分42秒 東経　130度12分45秒 点オ　北緯　33度07分41秒 東経　130度12分35秒 点カ　北緯　33度08分02秒 東経　130度12分32秒	佐賀市久保田町	団体漁業権	旧有区第3017号
有区第3018号	もがいひび建て養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度08分05秒 東経　130度13分11秒 点イ　北緯　33度05分57秒 東経　130度13分27秒 点ウ　北緯　33度05分51秒 東経　130度13分14秒 点エ　北緯　33度06分06秒 東経　130度13分07秒 点オ　北緯　33度06分07秒 東経　130度13分13秒 点カ　北緯　33度06分27秒 東経　130度13分10秒 点キ　北緯　33度06分27秒 東経　130度13分06秒 点ク　北緯　33度08分04秒 東経　130度12分53秒	佐賀市嘉瀬町	団体漁業権	旧有区第3018号

別表第６

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備考
有区第3019号	もがいひび建て養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分39秒 東経　130度13分15秒 点イ　北緯　33度07分40秒 東経　130度13分29秒 点ウ　北緯　33度07分14秒 東経　130度13分32秒 点エ　北緯　33度06分40秒 東経　130度13分50秒 点オ　北緯　33度06分37秒 東経　130度13分22秒 点カ　北緯　33度07分39秒 東経　130度13分15秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	旧有区第3019号
有区第3020号	もがいひび建て養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度08分54秒 東経　130度13分32秒 点イ　北緯　33度07分45秒 東経　130度14分15秒 点ウ　北緯　33度61分23秒 東経　130度14分14秒 点エ　北緯　33度06分09秒 東経　130度13分54秒 点オ　北緯　33度07分15秒 東経　130度13分46秒 点カ　北緯　33度07分14秒 東経　130度13分32秒 点キ　北緯　33度07分40秒 東経　130度13分29秒 点ク　北緯　33度07分39秒 東経　130度13分15秒 点ケ　北緯　33度08分31秒 東経　130度13分09秒 点コ　北緯　33度08分32秒 東経　130度13分23秒 点サ　北緯　33度08分53秒 東経　130度13分20秒	小城市芦刈町	団体漁業権	旧有区第3020号
有区第3021号	もがいひび建て養殖業	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度09分08秒 東経　130度14分18秒 点イ　北緯　33度08分46秒 東経　130度14分21秒 点ウ　北緯　33度08分43秒 東経　130度13分53秒 点エ　北緯　33度09分05秒 東経　130度13分50秒	小城市芦刈町	団体漁業権	旧有区第3021号
有区第3022号	もがいひび建て養殖業	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度08分24秒 東経　130度14分31秒 点イ　北緯　33度08分04秒 東経　130度14分33秒 点ウ　北緯　33度08分11秒 東経　130度14分16秒 点エ　北緯　33度08分22秒 東経　130度14分14秒	小城市芦刈町	団体漁業権	旧有区第3022号
有区第3023号	もがいひび建て養殖業	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度09分11秒 東経　130度14分41秒 点イ　北緯　33度09分05秒 東経　130度14分40秒 点ウ　北緯　33度09分05秒 東経　130度14分38秒 点エ　北緯　33度08分48秒 東経　130度14分40秒 点オ　北緯　33度08分49秒 東経　130度14分53秒 点カ　北緯　33度08分26秒 東経　130度14分50秒 点キ　北緯　33度08分24秒 東経　130度14分35秒 点ク　北緯　33度09分10秒 東経　130度14分29秒	佐賀市西与賀町	団体漁業権	旧有区第3023号

別表第６

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備考
有区第3024号	もがいひび建て養殖業	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度09分14秒 東経　130度14分55秒 点イ　北緯　33度09分07秒 東経　130度15分21秒 点ウ　北緯　33度08分19秒 東経　130度15分04秒 点エ　北緯　33度08分26秒 東経　130度14分50秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権	旧有区第3024号
有区第3025号	もがいひび建て養殖業	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分48秒 東経　130度18分56秒 点イ　北緯　33度07分40秒 東経　130度19分09秒 点ウ　北緯　33度07分27秒 東経　130度18分59秒 点エ　北緯　33度07分34秒 東経　130度18分45秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権	旧有区第3025号
有区第3026号	もがいひび建て養殖業	大詫間潟	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分33秒 東経　130度19分22秒 点イ　北緯　33度07分21秒 東経　130度19分43秒 点ウ　北緯　33度07分16秒 東経　130度19分09秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権	旧有区第3026号
有区第3027号	もがいひび建て養殖業	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分14秒 東経　130度19分20秒 点イ　北緯　33度07分03秒 東経　130度19分12秒 点ウ　北緯　33度07分08秒 東経　130度19分03秒 点エ　北緯　33度07分11秒 東経　130度19分06秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権	旧有区第3027号
有区第3029号	もがいひび建て養殖業	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度08分58秒 東経　130度15分29秒 点イ　北緯　33度08分55秒 東経　130度15分37秒 点ウ　北緯　33度07分57秒 東経　130度15分13秒 点エ　北緯　33度07分59秒 東経　130度15分06秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権	旧有区第3029号
有区第3030号	もがいひび建て養殖業	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度09分09秒 東経　130度14分55秒 点イ　北緯　33度08分49秒 東経　130度14分52秒 点ウ　北緯　33度08分48秒 東経　130度14分40秒 点エ　北緯　33度09分05秒 東経　130度14分37秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権	旧有区第3030号

別図第3

第一種区画漁業権（もがいひび建て養殖業）

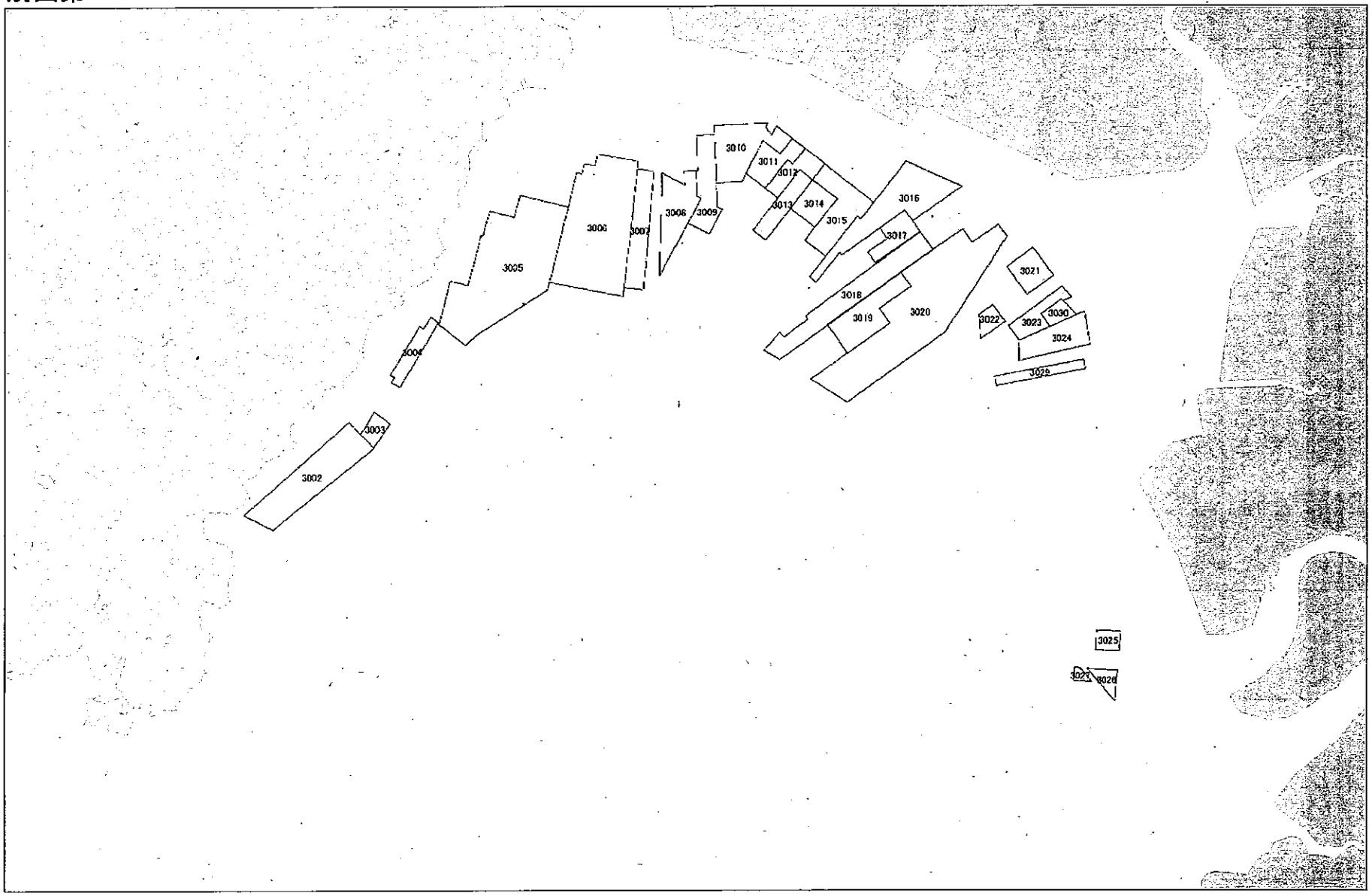

佐有漁協指第２０３号
令和８年９月７日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　弟子丸　充弘
《公印省略》

もがいひび建養殖業における採苗用素材のモウソウチク使用について（要望）

謹啓　貴台益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本県有明海における水産業の振興並びに漁業調整につきましては、特段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、佐賀県有明海におけるサルボウの採介漁業につきましては、近年資源が激減しており殆ど漁獲がない状況が継続しております。

このため、県の「採苗器設置委託事業」や昨年度から創設されることになった「有明海再生加速化対策交付金」を活用し、サルボウの採苗器設置に取り組んでおり、やや改善の兆しがあるものの、漁業者の多くは依然として大きな不安と危機感を抱いており、その成果を実感するには至っておりません。

もがいひび建養殖業における採苗用素材は、県知事が発行される区画漁業免許状の「制限又は条件」で、採苗用素材はパーム及び女竹とすることとなっており、これらの復活に向けた取組はもとより、組合員が行う採苗においてもパーム及び女竹が使用されております。

しかしながら、昨今ではパーム及び女竹の価格が高騰する傾向にあり、加えて女竹においては、生育地が限られているなど、その調達に苦慮している状況もあり、比較的広く生息の分布が見られるモウソウチクを素材とした採苗器を導入することで設置本数の増大を図り、サルボウ回復への足掛かりにしたいと考えております。

有明海の二枚貝類が激減の一途をたどってきた中で、サルボウの資源の回復は海域の赤潮や貧酸素の解消につながり、ひいては有明海再生につながっていくものと確信しております。

つきましては、区画漁業免許状の「制限又は条件」を下記のとおり変更することにより、サルボウ資源の回復にご助力賜りますようお願い申し上げます。

記

1．「3 制限又は条件の(2)」

採苗用素材は、パーム及び女竹又はモウソウチクとする。ただし、女竹又はモウソウチクを漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。

以下、（ア）（イ）は同文